

契 約 書

福井県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、OA システムにおける機器等の物品購入について甲、乙の間に次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 契約する物品、仕様、数量、契約金額、納入期限および納入場所は次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| （1）物品名 | OA システム機器等調達 一式 |
| （2）仕様 | 「OA システム機器等調達仕様書（平成 24 年 1 月）」のとおり |
| （3）数量 | 別紙 1 機器等明細のとおり |
| （4）契約金額 | 金 円也
（うち消費税額および地方消費税額金 円） |
| （5）納入期限 | 平成 24 年 3 月 23 日 |
| （6）納入場所 | 甲が指定する場所 |
| （7）契約保証金 | 免除 |

（納入の通知）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、予めその旨を甲に通知するものとする。

（作業場所の入室等）

第3条 乙の従業員は、物品の納入のために甲の作業場所に立ち入ることができるものとし、その立ち入りに際して、乙の従業員は甲の指示に従って業務を執行するものとする。

2 乙の従業員は、甲が発行する入室許可証および乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の請求があったときには、これを提示しなければならない。

（秘密保持義務）

第4条 乙は、この契約に関して知り得た甲の業務上および技術上の秘密を本契約期間はもちろんのこと、期間経過後および契約の解除後においても他の者に漏洩してはならない。

2 乙は、乙の従業員に対して、前項の義務を遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

（著作権）

第5条 甲から乙へ提供された資料等（文書、入出力帳票および記録媒体を含む。）、乙が作成し甲へ提出した資料等（文書、入出力帳票および記録媒体を含む。）およびすべての著作権（著作権法第27条および第28条の規定による権利を含む。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人

格権を行使しないものとする。なお、著作権人格権を行使しようとする場合は、甲の承諾を得るものとする。

(資料の管理)

第6条 乙は、甲から提供された資料等（文書、入出力帳票および記録媒体を含む。）について、以下のとおり、適切な管理を行うものとする。

- (1) 業務以外の用途に使用してはならない。
- (2) 甲の事前の承諾なくして、複写・複製し、または他の者に提供してはならない。また、甲の指定した場所以外に持ち出してはならない。
- (3) 業務上不要となったときは、速やかに甲に返還し、若しくは事前に甲に承諾を得て廃棄しなければならない。廃棄をする場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないよう必要な措置を講じるとともに、速やかに甲に対してその証明書を発行しなければならない。

(個人データの取扱い)

第7条 甲は、乙の業務上において必要がある場合は、甲の保有する個人データを乙に預託することができる。

- 2 乙は、甲から個人データを預託された場合は、個人情報保護管理者を定め、乙および乙の従業員が個人情報に関する秘密を保持するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、事前に書面による甲の同意を得ないで、預託された個人データを他の者に開示、預託または提供してはならない。
- 4 乙は、預託された個人データを甲の認めた用途のみで使用するものとし、それ以外の用途で使用してはならない。
- 5 乙が本条の規定に違反して、預託された個人データを漏洩し、甲または第三者に損害を与えた場合には、乙は、甲または第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(事故等の報告)

第8条 乙は、業務上支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、詳細な報告書および今後の対処方針を提出するものとする。

(検査等)

第9条 甲は、乙から契約履行の届出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

- 2 甲は、検査の結果、契約に違反し、または不当であると認めたときは、乙に対して他品との交換または修繕を求めることができる。この場合において、甲は、乙から物品の交換または修繕が完了した旨の届出を受けたときは、前項の規程により検査を行うものとする。

(契約金の支払)

第10条 甲は、前条の検査が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理した日から起

算して 30 日以内に契約金を支払うものとする。

- 2 物品の所有権は、前項の規程により契約金が支払われたときに、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害および検査に要する費用は、乙の負担とする。

(遅延利息)

第 11 条 乙は、甲が自己の責めに帰すべき理由により契約金の支払いを遅延した場合においては、甲に対して、適法な支払期日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、契約金額につき年 3.3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

- 2 甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合においては、納入期限の翌日から起算して納入の日までの日数に応じ、契約金額につき年 3.3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収することができる。

(契約の変更)

第 12 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して書面により契約の内容の一部を変更し、または納入を一部中止することができる。この場合において、納入期限の変更または契約金額の変更は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙の要した費用については、甲は、乙に対して補償するものとする。この場合において、補償の額は、乙の要した費用の範囲内において甲乙協議して定めるものとする。

(権利または義務の譲渡)

第 13 条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。但し、特別の事情により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約の条項に違反した場合または乙がこの契約を履行する見込がないと甲が認めた場合。

(2) 乙から契約解除の申出があったとき。

- 2 前項の規程によりこの契約が解除されたときは、乙は契約金額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

- 3 第 1 項の規程により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責を負う。

(担保責任)

第 15 条 乙は、物品が所定の性能を有することおよび瑕疵のないことを保証し、物品保証期間においては修理若しくは交換、または点検の責任を負うこととする。

- 2 物品の瑕疵により甲が損害を受けたときは、乙は、甲に対し損害賠償の責を負う。この場合

において、損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第 16 条 この契約に関し訴訟が生じた場合の管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

(協議事項)

第 17 条 本契約に定めのない事項、または本契約に定められている条項について疑義が生じたときは、甲、乙誠意を持って協議の上これを解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福井県福井市西開発 4 丁目 202 番 1
福井県自治会館 4 階
福井県国民健康保険団体連合会
理事長 松枝 知宣

乙 (住所を記載)
(正式社名を記載)
(契約者の役職および氏名を記載)